

図19 今後のへき地保健医療対策について

【資料 1】 へき地に勤務する医師を評価するモデル「へき地医療指定医（仮称）」
に関するアンケート調査 に関する資料

- (1-1) へき地に勤務する医師を評価するモデル「へき地医療指定医（仮称）」に関するアンケート調査 依頼文
- (1-2) へき地に勤務する医師の評価についてのモデル図
- (1-3) へき地に勤務する医師を評価するモデル「へき地医療指定医（仮称）」に関するアンケート調査 調査用紙

へき地に勤務する医師を評価するモデル「へき地医療指定医(仮称)」に関するアンケート調査 御協力の御願い

自治医科大学地域医療学センター長
(研究代表者) 梶井 英治

自治医科大学卒業医師ばかりでなく、へき地勤務医師養成制度による養成医師、自らへき地に勤務する医師がいる一方、いわゆる「義務後」にへき地に残る医師が少ないことが指摘されています。

この原因の1つとして、「へき地・離島での診療に従事していても、専門性が認められない。」ことがあるとされており(平成17年7月「へき地保健医療対策検討会」報告書)、平成11年～12年に行われた第9次へき地保健医療計画の策定に関わる「へき地保健医療対策検討会」での討議でも、へき地に勤務したことを評価することは、へき地に勤務する医師を増加させ、現在へき地に勤務している医師のモチベーションを高めるために必要であるとされました。

そこで本研究班では、いわゆる「義務年限後」も含めてへき地での医療に従事している医師を評価するためのモデル「へき地医療指定医(仮称)」を提案いたしました。実現のためには様々な調整が必要ですが、このようなモデルをさらによいものとするために、現在へき地医療に携わっておられる医師の方の御意見を今回御聞きすることといたしました。つきましては、御忙しいところ大変恐縮ですが、調査の主旨を御理解の上、御回答下さいます様御願い申し上げます。

1. 調査の対象

現在、へき地での診療にあたっておられる医師の方を対象としています。

具体的には「へき地診療所」に指定されている医療機関に勤務されている医師の方(複数の医師が勤務されている施設では全ての医師)に対して調査を行います。

2. 調査用紙の配布

「第11次都道府県へき地保健医療計画の実行支援とその評価に関する研究」班から、該当するへき地医療機関に調査用紙を配布いたします。

3. 調査用紙の記入および回収

医師の方は調査用紙に御回答の上、9月2日(月)までに同封の封筒で下記事務局に御送りください。また、同封の封筒には番号が記されていますが、これは事務処理のための整理番号です。個人を特定出来ないように、開封は本研究とは別に行いますので御理解頂けますよう御願い致します。

尚、複数の診療所に勤務されていて、この調査用紙を複数受け取られた場合は、1通のみ御回答頂き、御手数ですが、残りの調査用紙は、複数受け取り既に回答した旨を御記入頂き、同封の封筒にて御送りください。

調査用紙の御記入に際して御不明な点や御質問等がありましたら、下記事務局まで御願いいたします。

4. 調査用紙の取り扱い

調査内容の分析、結果の取りまとめ等は全て匿名で行います。

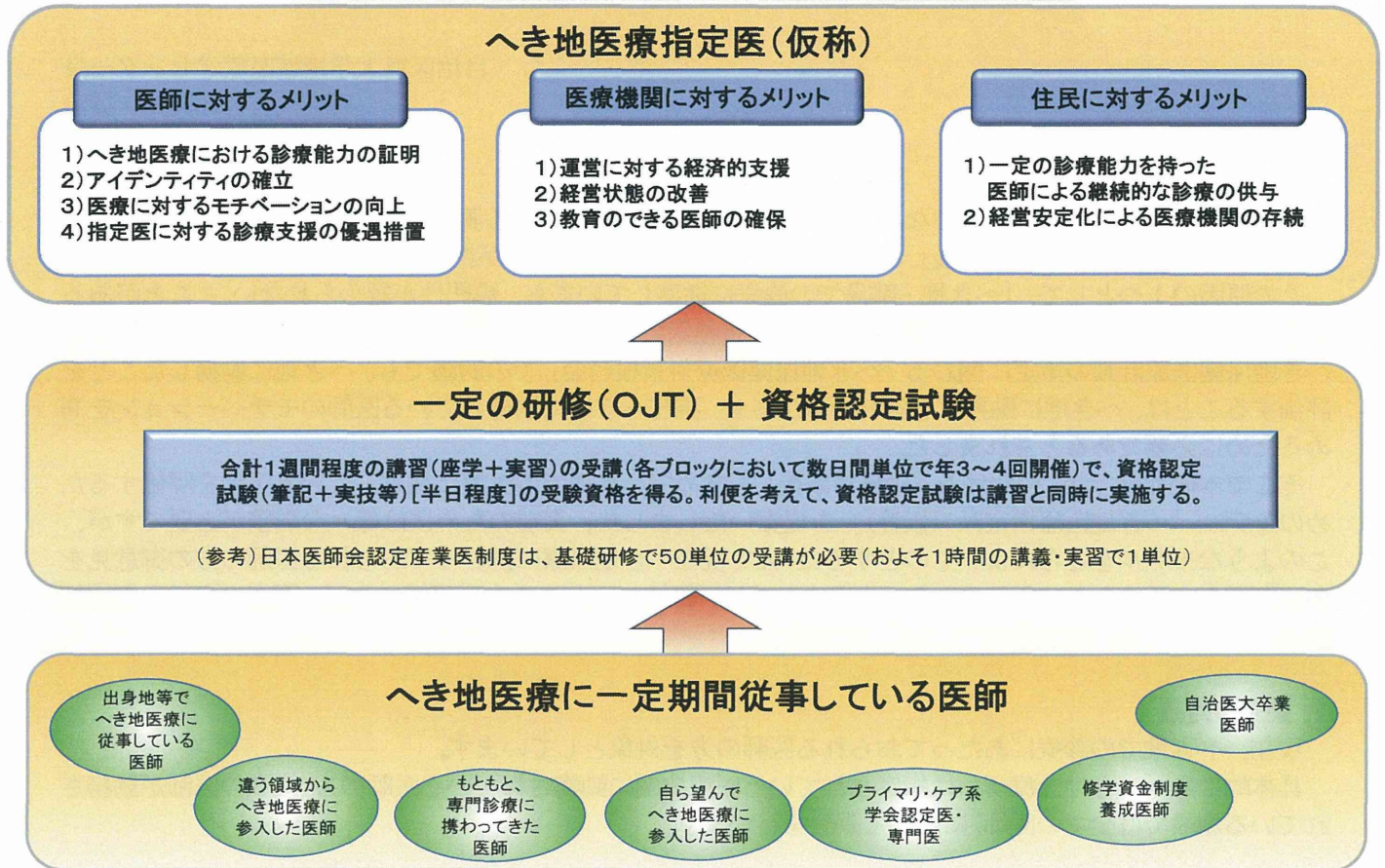
5. 調査の実施主体及び調査結果の取りまとめ

本調査は、厚生労働科学研究「第11次都道府県へき地保健医療計画の実行支援とその評価に関する研究」班(主任研究者 梶井英治(自治医科大学地域医療学センター地域医療学部門教授))で実施するものです。当研究班では、調査結果を取りまとめて報告書を作成します。

6. 調査用紙の返送先および調査内容の照会先

「第11次都道府県へき地保健医療計画の実行支援とその評価に関する研究」班 事務局
〒329-0498 栃木県下野市薬師寺 3311-1 自治医科大学地域医療学センター地域医療学部門
電話：0285-58-7394 FAX：0285-44-0628 (担当 森田、神田、梶井、川口)

へき地に勤務する医師の評価についてのモデル



へき地に勤務する医師の評価についてのモデルの説明

このモデルは、一定期間へき地医療に従事している医師が、所定の研修(OJT)を受けたのち、資格認定試験に合格すれば、「へき地医療指定医(仮称)」の資格を取得し、

- 1) へき地医療における診療能力を証明することができる、
 - 2) 医師としてのアイデンティティが確立される、
 - 3) 医療に対するモチベーションが向上する、
 - 4) 診療支援の優遇措置(代診医師派遣の優遇等)を受ける
- といったメリットを享受できることを示しています。

図にはありませんが、小児科救急外来の担当医師のように月額の手当が支給されるような体制作りも可能性として考えられます。

「へき地医療指定医(仮称)」の資格を取得するための研修および資格認定試験を受けるために必要なへき地勤務の期間は、自治医科大学卒業医師や他のへき地勤務のための修学資金制度による養成医師が、いわゆる「義務年限」中に行うへき地勤務の年限以上としており、このモデルでは5年間程度を想定しています。この資格を取得する必要要件については、自治医科大学卒業医師および養成医師であっても優遇されないものとしています。なお、この“へき地医療に一定期間従事している医師”には、自治医大卒業医師や修学資金養成医師の他、出身地等でへき地医療に従事している医師や自ら望んでへき地医療に参入した医師等が含まれています。

また、「へき地医療指定医(仮称)」の「医師に対するメリット」については、へき地勤務の継続を強制するものではなく、へき地での勤務を続ける間は、このような恩恵を受けられることを意味しています。

つまり「へき地医療」というゴルフクラブの会員権を持っているようなもので、ホームのゴルフクラブでは利用料減額などの恩恵がありますが、別に広告するほどのことでもなく、他の医療分野であるテニスをしたければテニスをすることができ(例えば行政機関に勤務)、「へき地医療」ゴルフクラブでプレーしたくなるときは再び恩恵を受けることができることとなります。

*このモデルは、本研究班がへき地に勤務する医師が評価されるための方策について、現在へき地医療に携わっておられる医師の方々の意見を聞くための参考事例として示したものです。

へき地に勤務する医師を評価するモデル「へき地医療指定医(仮称)」に関するアンケート調査

まず、あなたについて御聞きします。当てはまる選択肢に○をつけてください。

- A. あなたの年代 : 1) 20代 2) 30代 3) 40代 4) 50代 5) 60代 6) 70代以上
- B. あなたの性別 : 1) 女性 2) 男性
- C. あなたの医師としての経験年数
1) 10年未満 2) 20年未満 3) 30年未満 4) 40年未満 5) 50年未満 6) 50年以上
- D. あなたが現在の職場に至るまでに、通算で最も長く勤務されていた職場に当てはまるものに○をつけてください。
1) 大学附属病院 2) 大病院(201床以上) 3) 中病院(51~200床)
4) 小病院(50床以下) 5) へき地での診療所 6) へき地以外の診療所 7) その他()
- E. あなたが現在の職場に勤務されている理由で、下記のうちもっとも当てはまるものに○をつけてください。
1) 自治医科大学卒業医師 2) へき地に勤務する医師のための修学資金制度養成医師
3) 大学医局からの派遣 4) 医師あっせん事業等による紹介
5) 自らの意思で赴任(出身地、以前からの希望など)
6) その他 よろしければ具体的に()

上記で1)もしくは2)と回答された方に御聞きします。現在のあなたにあてはまるものに○をつけてください。
ここで義務年限とは修学資金等の契約でへき地等に勤務することになっている年限のこととします。

- a) 義務年限内 b) 義務年限後

同封した「へき地に勤務する医師の評価についてのモデル」を御覧ください。
今回は、本研究班が作成したこのモデルについて御意見を御聞きしたいと思います。
各選択肢のうち、あなたの御意見にもっともあてはまるものに○をつけてください。

【へき地に勤務する医師を評価する必要性】

自治医科大学ばかりでなく、へき地勤務医師養成制度によりへき地に勤務する医師が養成されていますが、いわゆる「義務後」にへき地に残る医師が少なく、継続してへき地に勤務する医師が増加しないことが指摘されています。この原因の1つとして、「へき地での診療に従事していても、それが専門性として認められない。」ことがあるとされており、へき地に勤務する医師を増加させ、現在へき地に勤務している医師のモチベーションを高めるためには、へき地で勤務したことを評価することが必要であると考えられます。

問1 あなたは、医師がへき地で診療を行っている(行った)ことを評価することが必要だと思われませんか。

1. 必要である 2. 必要ではない 3. わからない

問2 前問でそのように回答された理由をよろしければ御聞かせください。

【へき地に勤務する医師の評価についてのモデルの有効性】

問3 本研究班が作成したようなモデルにより、へき地勤務を行っている(行った)医師の資格を作ることは、へき地勤務を評価することになると考えられますか。

1. そう思う 2. そうは思わない 3. わからない

問4 へき地勤務を評価する方法について、御提案があれば御聞かせください。

裏面にも質問があります。御回答をよろしくお願いします。

【へき地に勤務する医師の評価についてのモデルへの参加】

問5 本モデルに限らず、へき地勤務を評価する制度ができたとして、あなたは資格を取得したいと思われませんか。

1. 思う
2. 思わない
3. わからない

【へき地に勤務する医師の評価についてのモデルに対する意見】

問6 本研究班が作成したモデルにおいて、評価のメリット(1. へき地医療における診療能力を証明することができ、2. 医師としてのアイデンティティが確立され、3. 医療に対するモチベーションも向上することができる。4. 指定医に対する診療支援の優遇措置としては、代診医師派遣の優遇や、学会出張などの自己研鑽の機会の増加などが考えられる)は適当だと考えられますか。

1. 思う
2. 思わない
3. わからない

問7 へき地に勤務している医師を評価する際、どのようなメリットがあったら良いと思われませんか。御意見を御聞かせください。

問8 資格を認定する機関(研修受講に必要なへき地勤務の期間の決定等詳細を決定し、講習を行い、資格認定試験を実施する組織)は、どのような組織がふさわしいと思われませんか。

以下の中からもっとも良いと思われるものを1つ御選びください。

1. 厚生労働省ないし国の機関
2. へき地を有する都道府県で構成する公的機関
3. 関東・近畿などのブロックごとで都道府県が構成する公的機関
4. 各都道府県単独で認定
5. 新たにへき地医療関係の学術組織を設立し認定機関を設置
6. その他(具体的に: _____)

問9 このような資格に関して問題点と考えられることがあれば、参考にいたしたいと思いますので御意見を御聞かせください。

問10 本研究班では、このような資格を取得した医師の名称を「へき地医療指定医(仮称)」と御提案させていただきましたが、ほかにふさわしい名称がありましたら御意見を御聞かせください。

問11 今後のへき地医療対策に御意見等がありましたら、どうぞ御聞かせください。
(必要があれば続紙をつけてください)

質問は以上です。御協力ありがとうございました。

【資料 2】 第 5 回全国へき地医療支援機構等連絡会議に関する資料

- (2-1) 全国へき地医療支援機構等連絡会議 議事次第及び座席表
- (2-2) 全国へき地医療支援機構等連絡会議 グループワークの進行次第
- (2-3) 全国へき地医療支援機構等連絡会議 グループワーク資料（へき地保健医療対策に関する協議会の活用について）
- (2-4) 全国へき地医療支援機構等連絡会議 グループワーク資料（へき地看護の充実に向けて）
- (2-5) 全国へき地医療支援機構等連絡会議 グループワーク資料（へき地歯科医療の充実に向けて）
- (2-6) 全国へき地医療支援機構等連絡会議 グループワーク資料（へき地での薬剤師の役割について）

第5回全国へき地医療支援機構等連絡会議 議事次第

平成25年12月20日(金)
13:00~17:00
専用第15、16会議室

1 開会

2 説明事項

- (1) 平成26年度へき地医療対策概算要求について
- (2) 新たな専門医に関する仕組みについて

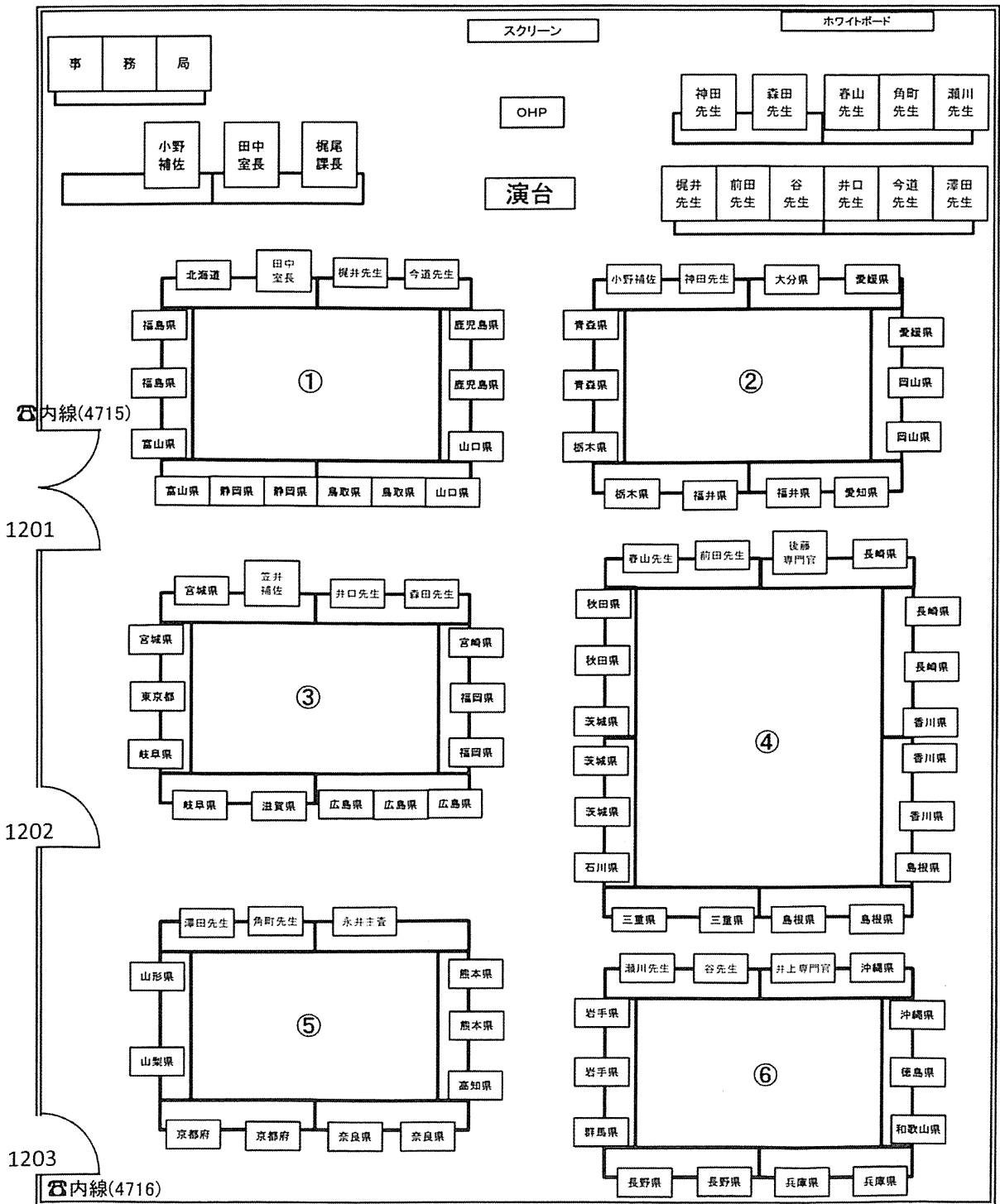
3 へき地保健医療対策に関するグループワーキング

4 閉会

<配布資料一覧>

- 資料1 : 平成26年度へき地医療関係予算概算要求について
- 資料2 : 新たな専門医に関する仕組みについて
- 資料3 : へき地医療支援機構等連絡会議 グループワークについて
- 資料4 : へき地医療支援機構等連絡会議 グループワーク関連資料

第5回全国へき地医療支援機構等連絡会議座席図



専用15・16会議室

へき地医療支援機構等連絡会議 グループワークについて

平成 25 年 12 月 20 日（金）
厚生労働省専用 15、16 会議室

【全体のテーマ】

第 11 次へき地保健医療計画を省みて、今後のへき地保健医療をより良くすることを考える

【グループワークのテーマとグループ分け】

グループワークでは、テーマに沿って議論を進めていただきます。

昨年度の都道府県個別訪問を参考にさせていただき、可能な限り、より議論が深まるように具体的な取組を行っている都道府県などを中心にグループ編成を行いました。そのため、地域・人数に若干の偏りがあります。御了承下さい。

① 「へき地保健医療対策に関する協議会の活用について（1）」

都道府県：北海道、福島県、富山県、静岡県、鳥取県、山口県、佐賀県、鹿児島県
ファシリテーター：梶井、今道

② 「へき地保健医療対策に関する協議会の活用について（2）」

都道府県：青森県、栃木県、福井県、愛知県、岡山県、愛媛県、大分県
ファシリテーター：神田

③ 「へき地保健医療対策に関する協議会の活用について（3）」

都道府県：宮城県、東京都、岐阜県、滋賀県、広島県、福岡県、宮崎県
ファシリテーター：井口、森田

④ 「へき地看護の充実に向けて」

都道府県：秋田県、茨城県、石川県、三重県、島根県、香川県、長崎県
ファシリテーター：前田、春山

⑤ 「へき地歯科医療の充実に向けて」

都道府県：山形県、新潟県、山梨県、京都府、奈良県、高知県、熊本県
ファシリテーター：澤田、角町

⑥ 「へき地での薬剤師の役割について」

都道府県：岩手県、群馬県、長野県、兵庫県、和歌山県、徳島県、沖縄県
ファシリテーター：谷、瀬川